

附 帯 控 訴 状

平成20年12月16日

広島高等裁判所民事第4部 御中

附帯控訴人（被控訴人，第一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士 島 方 時 夫

弁 護 士 兒 玉 浩 生

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求附帯控訴事件

訴訟物の価額 520万0000円

ちょう用印紙額 4万8000円

上記当事者間の御庁平成20年(ネ)第454号損害賠償請求控訴事件について、被控訴人(附帯控訴人)らは、原審が平成20年10月2日言い渡した平成19年(ワ)第1417号損害賠償請求事件の判決の控訴に附帯して下記のとおり控訴を提起し、請求の趣旨の拡張を申し立てる。

記

第1 原判決の表示

主 文

- 1 被告は、原告ら各自に対し、200万円及びこれらに対する平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを三分し、その二を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 4 この判決は原告ら勝訴の部分に限り仮に執行することができる。

第2 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決中被控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 控訴人は、被控訴人ら各自に対し、更に130万円及びこれに対する平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第3 附帯控訴の理由

1 原判決の正当性

原判決にいう本件被告発言イは、被控訴人らの名誉を毀損するものであることは明白である。また、本件被告発言ウないしオは被控訴人らに不必

要な負担を負わせる行為であり、これらによって摘示された懲戒事由は、事実上及び法律上の根拠を欠いており、かつ、控訴人はこのことを知っていた。したがって、原判決が認定したとおり、本件被告発言イないしオは不法行為にあたり、違法性を阻却する事由はない。

被控訴人らに対してなされた多数の懲戒請求が控訴人の上記発言と因果関係のあるものであることも、原判決の認定したとおりである。

2 附帯控訴の理由（損害額）

もっとも、原判決は、控訴人の発言によって生じた被控訴人らの損害について 慰藉するためには200万円の支払が相当であると評価している。しかし、これは以下のとおり被控訴人らの損害を過少に評価しているものであり、相当でない。

被控訴人らに対する懲戒請求は、そのほとんどが控訴人の発言に直接的または間接的に起因している。原審は、控訴人の発言によって未曾有の件数の懲戒請求がなされたことによる負担や精神的苦痛の重さに対する評価を誤っている。

原判決は「摘示された懲戒事由は、事実上及び法律上の根拠を欠いており、かつ、被告はこのことを知っていた」と認定している。控訴人は、被控訴人らに懲戒事由のないことを知りながら、他のコメンテーターの「弁護士っていうものを公的にその資格を奪うっていう方法はないんですか」という質問に対する回答の形で、多数の懲戒請求を扇動したのである。控訴人は理由のない懲戒請求であっても被請求者に多大な負担のあることを知っていたのであるから、被控訴人ら及び弁護士会等の業務を妨害する積極的な故意を有していたといわざるをえない。この行為は過失と評価されるにとどまるものではなく、違法性の程度は原判決が認定する以上に重いものである。

被控訴人らに対する多数の懲戒請求は、被控訴人らに精神的・経済的負

担を及ぼしただけではなく、その法律事務所の従業員、家族、法律及び会規に則って処理しなければならない弁護士会、並びに、1件1件の調査をし決定書を作成しなければならない綱紀委員に対しても多大な負担と迷惑をかけることとなった。このことに対して被控訴人らが感じた精神的苦痛も評価されるべきである。

被控訴人らは、長年の人類の歴史によって築かれてきた刑事裁判制度の一角をになう刑事弁護人として、本件刑事事件に関与していた。被控訴人らが背負っていたものは、単に被告人の主張を伝えてその権利利益を擁護するという使命だけではない。刑事裁判制度の存在意義や公平性などの一端をも背負っていたのである。控訴人が発言によって毀損しようとしたものは、人類の失敗の歴史と経験によって培われてきた刑事裁判制度そのものである。原判決はこの点を評価しつくしていない。

また、控訴人は本訴提起後においても、答弁書、準備書面をブログに公開し、当該ブログまたはテレビ出演の際などにコメントするなどして、荒唐無稽な主張を繰り返した。そのことによって、控訴人は市民の誤解をさらに助長し、本訴提起以後にも被控訴人らに対する懲戒請求を誘発した。これは、原審において被控訴人が主張した限りに含まれないさらなる不法行為であるともいえる。

3 請求の拡張（弁護士費用）

被控訴人らは、短期間に膨大な作業量を必要とする光市事件と並行して本訴を提起することを余儀なくされた。さらに、本訴の提起自体が社会の耳目を引くものであり、訴訟活動のみならずマスコミ対応をするなどの必要性があったため、被控訴人らは本人訴訟によることができず、本訴提起にあたり資格を有する弁護士を訴訟代理人に選任して訴訟を迫行した。控訴人は、原判決が言い渡された直後、原審の判断に不服はない旨マスコミに対してコメントしながらも控訴したため、被控訴人らはさらに当審にお

いても弁護士を訴訟代理人に委任せざるをえなくなった。

そこで、被控訴人らの負担する弁護士費用のうち各自の損害額の1割について、控訴人の不法行為と因果関係が認められるので、これを新たに請求原因とする。

4 本附帯控訴における請求額

よって、被控訴人らは、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、控訴人に対し、原審において請求し一部認容された被控訴人ら各自300万円の損害賠償に加えて、各自30万円の損害賠償、並びにこれらに対する本件不法行為の日である平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることとし、これらのうち原判決が認容しなかった部分について控訴人の控訴に附帯して控訴する。

なお、控訴人は、原判決後の平成20年10月27日、合計856万7213円を被控訴人らに対して支払ったので、被控訴人らはこれを損害賠償金及び遅延損害金の内金として受領した。

以上